

港区立男女平等参画センター 2027 年度 助成事業 募集要項

1 目的

この事業は、港区において男女平等参画を推進する区民・団体等の企画する事業を支援するために、港区立男女平等参画センター(リーブラ)が助成金を交付し、協働して男女平等参画社会の実現を図ることを目的とします。

本助成事業は、次の区分で実施します。

- ・ホップ … これから男女平等参画推進の活動を始めようと考えている個人・団体、または、活動を始めて3年未満の事業の実績が少ない個人・団体に対して、助成金支給と共に事業計画・運営の助言などを行い、事業を支援する。
- ・ステップ…男女平等参画に関する活動を行い、かつ広く啓発活動等の実績がある個人・団体に対して、事業規模の拡大、港区における周知の機会を与え、継続した活動につながることを支援する。
- ・ジャンプ…男女平等参画に関する活動実績のある個人・団体に対して、自立化を念頭に事業を確立・発展させることを支援する。

上記のように、個人・団体の事業推進力を段階的に支援し、助成事業を利用した個人・団体が、継続的・自立的に男女平等参画を推進する力を身に付けることを期待するものです。したがって、ジャンプにおいては、過去に同区分への採用実績のある個人・団体への助成はできません。

2 募集する事業の要件

下記のすべてを満たした事業が申請できます。

- 1 2027 年度助成事業説明会(2026 年秋実施)に参加し、本事業の主旨を理解していること
- 2 2028 年 2 月までの間に確実に報告書提出まで完了するもの
※事業の開催は早くとも5月以降を想定して下さい。また、全ての経費発生事項を終え報告書完成(提出後、場合によって修正期間を取ります)が 2 月までに終わるように計画してください。
- 3 港区における男女平等参画社会の実現に取り組む自主的な活動であること
- 4 下記の事業テーマ(※)に該当し、港区の男女平等参画社会の実現に進展が期待されるもの
- 5 助成金の交付を受けなければ、実施が困難であると認められるもの
- 6 広く区民に開かれ、成果が公表されるもの
- 7 申請する個人・団体の自己研修、及び通常の活動でないこと
- 8 申請する事業において、本助成事業以外の補助金、助成金制度等を受けていないこと

※事業テーマ

1. 性別、性的指向及び性自認による差別の解消
2. 女性活躍推進・働き方改革に関わるもの
3. 男性に男女平等参画推進を啓発するもの
4. ワーク・ライフ・バランスの理解促進や、多様な働き方を選択できる社会づくりに関わるもの
5. 男女平等参画の視点による地域のネットワークづくりや住みやすいまちづくりに関わるもの
6. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止に関わるもの
7. 港区内の男女平等参画の調査・研究・分析に関わるもの
(ただし、内容は未発表であること及び学位取得を目的としないこと)

8. 困難な問題を抱える女性への支援に関わるもの
 9. 上記以外で港区の男女平等参画施策への貢献や進展が期待されるもの

3 助成の対象となる個人・団体

助成金は、前項 2(募集する事業の要件)を満たし、かつ以下の条件を満たす方が申請できます。

●港区との関係(表内のいずれかを満たす)

申請者	条件
個人	港区内に在住・在勤・在学
	港区内で当助成事業の対象となる事業を行う
団体・機関	港区内に事務所がある
	港区内を活動地域とする
	港区内で当助成事業の対象となる事業を行う

- 事業の完了まで責任をもって遂行できること
- 継続して、男女平等参画推進に関する活動を行う意思があること
- 過去にホップ・ステップの助成事業に採用された場合、採用された事業内容から発展させた企画を申請する個人・団体であること

【選考対象外となる場合】

- (ア) 事業内容が何らかの形で、政治活動、宗教の布教、営利を目的とした活動に関わっている場合
(参加費の徴収は 1 人／1 回あたり 1,000 円以下とし、営利を目的としないこととします)
- (イ) 当助成事業で、複数の助成区分(ホップ・ステップ・ジャンプ)に同時に応募した場合
- (ウ) 区内、又は区外で公序良俗に反する主旨の主張や、活動の企画、実施などを行う個人・団体と認められる場合
- (エ) 区内、又は区外で男女平等参画の推進に逆行する主旨の主張や、活動の企画、実施などを行う個人・団体と認められる場合
- (オ) 「港区暴力団排除条例」(平成 26 年 4 月 1 日施行)第 12 条に該当すると判断できる内容を伴う場合
- (カ) 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業

※ なお、選定後に上記に該当することが判明した場合は、結果を無効とし、交付済の助成金を速やかに全額返還していただきます。

4 助成する経費

事業にかかる経費のうち、次に掲げるものを助成の対象とします。

- (1) 報償費・人件費 …講師謝礼金、原稿料、アルバイト代(事業に関する団体外の人件費)など
※港区の報償費の基準等を参考にし、市場価格を極端に超えない金額を設定してください。
- (2) 宿泊費・交通費 …交通費、宿泊費(当該団体等の旅費で領収書、レシート等があるもの)など
- (3) 消耗品費 …事務用品代、印刷代、図書購入費(テキスト等)、振込手数料など
- (4) 通信運搬費 …郵送料、運送費用、インターネット使用料、オンラインツール使用料、備品購入時送料など
- (5) 委託料 …デザイン費(チラシ・ヘッダー等広報のためのデザイン)、調査費、研究費など
- (6) 会場使用料 …会場使用料、資機材の賃借料など ※リーブラ内施設の使用は無料です。
- (7) 一時保育費 …原則、一時保育を設定してください(事業により、異なります)。

(8)手話通訳費

※助成経費に含まれない経費は、以下の通りです。

- (ア) 団体所属メンバーの本事業実施にかかる報償費・人件費
- (イ) 団体の事務所等を運営するための賃借料、備品代、光熱水費、電話代、経常的な活動経費、インターネット使用料、デザイン費、オンラインツール使用料、また、交流・会合等の飲食費など
- (ウ) 領収書、レシートなど経費を証明する書類のない諸経費
- (エ) リーブラ内で実施する場合の会場使用料(リーブラ内施設は無料で使用可)
※リハーサル、下見等でご利用いただける場合もあります(回数制限あり)。
※リーブラホールを使用する場合、使用機器に関して特別な支援が必要な場合は、人件費を別途設定して下さい。

5 助成の金額

	ホップ	ステップ	ジャンプ
助成金額(最大)	100,000 円	150,000 円	300,000 円
支払時期	事業実施前(計画書完成・助成金の申請から口座への振込まで 2 週間～1ヵ月程度かかります。) (計画書承認後、助成金を振り込むまでに必要となった経費は立替えていただくことになります)		

- ※ 一時保育や手話通訳の謝礼は、助成金による支払いとなります。
- ※ 表記金額は税込で、助成可能な金額の上限です。
- ※ 審査の結果、決定する助成金額は、上記金額を下回ることがあります。
- ※ 助成金額は上限額とし、助成金額より事業にかかった経費が少ない場合は、その経費を助成金額とします。

6 本事業の流れ

- 申請 ※1 団体・個人につき、1 件までです。

【場所】港区立男女平等参画センター

【期間】2026 年 10 月 12 日(月・祝)～11 月 9 日(月)【必着】

【書類】申請書(申請者情報、実施企画書、事業経費計画書)一式

【方法】以下のいずれかの方法でご提出ください。

下記以外および申請期間外の提出は受理できません。

- | | |
|-------|--|
| 1 メール | 必要書類をメール添付で送付
メールアドレス:info@minatolibra.jp |
| 2 郵送 | 〒105-0023 港区芝浦 1-16-1 みなとパーク芝浦 2 階
港区立男女平等参画センター 助成事業担当 行 |

【提出時の注意点】

- 申請書類は返却しません。提出後に書類内容の確認のために連絡をすることがあります。控えやデータを保管しておいてください。
- システムトラブルや配達遅延等により郵送物の確認ができなかった場合においても、期限を過ぎた場合は受理できません。時間に余裕をもってご提出ください。

● 選考

【一次選考】	提出書類による書類選考（リーブラ事務局にて実施） 選考結果を全申請者に連絡します。一次選考を通過された方には、二次選考の通知を同封いたします。11 月末日頃までに結果が届かない場合は、リーブラ事務局へご連絡ください。
【二次選考】	面接（プレゼンテーション・ヒアリング） 2026 年 12 月 6 日（日）午後開催 提出書類の内容に関して説明し、審査委員からの質問にお答えいただきます。一次選考通過者は必ずご参加ください。欠席の場合は辞退されたものとみなします。 二次選考終了後、一次選考と二次選考の結果を踏まえて採用企画を決定します。 (1) 審査会は、学識経験者・港区職員・リーブラ職員で構成します。 (2) 審査において助成予定額、付帯条件などを決定します。 ※審査会および審査内容は非公開です。
【結果通知】	2027 年 1 月中旬頃に申請者宛に郵送します。選考結果に対する問い合わせには回答できません。

● 助成内定における付帯条件

助成事業採用を通知する際に、事業内容の変更や実施にあたる留意点を「付帯条件」としてお伝えします。付帯条件がある場合、その条件により採用を決定しているため、実施にあたり必ずその条件を満たすようにしてください。※付帯条件が実施事業に反映されない場合は、採用を取り消します。

● 申請の取下げ

上記、助成事業採用の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、採用通知を受けた日から 14 日を経過した日までに、取下げ申請書を以て、申請の取下げをすることができます。

● 事業の実施

実施者は、担当コーディネーターと連絡を取り合いながら、以下のようなことを行います（※事業内容によります）。

- ・事業に関する説明、打合せ ・計画書、助成金交付に関する申請の書類作成
- ・チラシ作成・広報等 ・受講者や講師との連絡・調整 ・講座の運営・司会進行等

※各採用事業には、リーブラの事業コーディネーターが担当に付き、サポートします。

事業の実施に当たっては、計画書など各種書面についてリーブラの承認後、進めていただきます。

● 報告・精算

事業実施後 1 か月以内に、実施報告書と実施にかかった経費を証明するレシートや領収書等をリーブラへ提出します。検収作業完了後、残金がある場合はリーブラに助成金を返還いただきます。

※参加費徴収などと助成金を含めた収入総額が、支出を上回った場合は、超過分を助成金の返還対象とします。リーブラの所定の手続きにより行っていただきます。

● 事業完了後（リーブラ事業・活動への協力）

実施者には、助成事業実施報告会への出席、港区立男女平等参画センター利用者懇談会での報告発表、男女平等参画フェスタ in リーブラへの出展などの事業に参画していただく場合があります。

7 事業内容の変更

採用決定後に作成する計画書の内容について、申請書から一部変更することは可能です(日程や講師等)。なお、計画書には「付帯条件」の反映が必須です。また、計画書の決裁後、事業内容の変更が必要となる場合、速やかに「変更届」を提出してください。申請のない変更を行った場合、助成の取り消しとなります(下記参照)。

8 助成の取り消し

以下に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。既に支払い済みの助成金がある場合、所定の利息をつけて返還を請求することがあります。

- (1) 助成対象事業の申請・計画に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- (2) 助成対象事業に他の公的な助成金または補助金を受けたとき
- (3) 助成事業の条件及び要項、手引きの規定に違反したとき
- (4) 無断で助成対象事業の内容を変更したとき
- (5) 助成対象事業が行えなくなったとき
- (6) 助成対象事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (7) 付帯条件が実施事業に反映されないことが判明したとき
- (8) 計画書、各種書面の承認を得ずに事業を行ったとき

9 備考

- ・ 応募いただいた個人・団体について、活動実績等を調査させていただく場合があります。
- ・ 事業実施にあたり、広報物・成果物等には、「2027 年度港区立男女平等参画センター助成事業」と明記してください。
- ・ 本事業の成果物は、港区および港区立男女平等参画センター(リーブラ)が無償で利用できるものとします。なお、調査・研究の成果物については、著作権や著作者人格権は事業実施者に帰属しますが、所有権は港区およびリーブラが有するものとします。

以 上